○観光庁告示第三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の一部の施行に伴い、及び外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、公共交通事業者等が外国人観光旅客利便増進措置を講ずべき区間（令和三年観光庁告示第二号）の一部を次のように改正したので、同条第四項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和七年四月一日

観光庁長官　秋川　直也

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

一　法第二条第一項第一号に掲げる鉄道事業者及び同項第二号に掲げる軌道経営者並びにそれら以外の者で同条第二項第一号に掲げる鉄道施設を設置し、又は管理するもの　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留場とを結ぶ区間

公共交通事業者等	路線名	主たる経過地	起点	終点
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪市高速電気軌道株式会社	4号線（中央線）		夢洲	長田
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
北大阪急行電鉄株式会社	南北線		箕面萱野	江坂
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
神戸六甲鉄道株式会社	六甲ケーブル線		六甲ケーブル下	六甲山上
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本市	上熊本線　幹線 水前寺線 健軍線		上熊本	健軍町
鹿児島市	1系統		鹿児島駅前	谷山
鹿児島市	2系統		鹿児島駅前	郡元
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

一　法第二条第一項第一号に掲げる鉄道事業者及び同項第二号に掲げる軌道経営者並びにそれら以外の者で同条第二項第一号に掲げる鉄道施設を設置し、又は管理するもの　次の表の起点の欄に掲げる駅又は停留場と終点の欄に掲げる駅又は停留場とを結ぶ区間

公共交通事業者等	路線名	主たる経過地	起点	終点
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪市高速電気軌道株式会社	4号線（中央線）		コスモスクエア	長田
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
北大阪急行電鉄株式会社	南北線		千里中央	江坂
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
六甲山観光株式会社	六甲ケーブル線		六甲ケーブル下	六甲山上
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本市	上熊本線　幹線 水前寺線 健軍線		上熊本	健軍町
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）